

放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議（第27回）  
放送コンテンツ適正製作取引推進ワーキンググループ（第24回）  
合同会合 議事概要

1. 日 時：令和6年6月26日（水）10時00分～12時00分

2. 場 所：AP虎ノ門3階I+Jルーム（ハイブリッド形式）

3. 出席者

＜検証・検討会議構成員＞

舟田座長、新美座長代理、石岡構成員、上杉構成員、内山構成員、音構成員、酒井構成員、長谷河構成員、林構成員

＜検証・検討会議オブザーバー＞

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課、文化庁著作権課、経済産業省商務情報政策局コンテンツ産業課、中小企業庁事業環境部取引課、放送コンテンツ適正取引推進協議会事務局（全日本テレビ番組製作社連盟及び日本民間放送連盟）

＜ワーキンググループ構成員等＞

舟田主任（兼任）、内山構成員（兼任）、音構成員（兼任）、遠藤構成員（全国地域映像団体協議会）、岡本構成員（日本放送協会）、金井構成員（フジテレビ）、久保田構成員（日本ケーブルテレビ連盟）、佐々木構成員（日本テレビ）、武井構成員（民間放送連盟）、高畠構成員（TBS）、告坂構成員（日本動画協会）、野瀬構成員（テレビ朝日）、野田構成員（テレビ東京）、松村構成員（全日本テレビ番組製作社連盟）、山口構成員（衛星放送協会）、山田構成員（全日本テレビ番組製作社連盟）

＜総務省＞

小笠原情報流通行政局長、山崎大臣官房審議官（情報流通行政局担当）、金澤情報流通行政局総務課長、飯村情報流通行政局情報通信作品振興課長、植村情報流通行政局情報通信作品振興課課長補佐

4. 議題

- （1）関係団体からのプレゼンテーション
- （2）ガイドラインの改訂案について
- （3）その他

5. 構成員等からの主な意見

（著作権の帰属について）

- 著作権の帰属を整理した一覧表には「発意と責任」についての記載は残した方が分かりやすいのではないかと。
- 一覧表への「発意と責任」の記載については、ガイドライン本文とあわせて読めば明確なので必ずしも必要ないとする。一覧表を精緻にするほど、見出しと内容にずれが出てくる側面もある。
- 発意と責任の所在によって契約種別が決まるという話が先ほどあったが、これまで問題にされ

ていた事例は、例えば局製作番組として委託されたが、製作実態はほとんど製作会社が行っていたというもの。つまり実態を踏まえると、契約前の協議の段階で、発意と責任の所在を決められるかという点に疑問がある。

- ガイドラインの内容を、法務部門の方だけでなく番組製作に関わっている現場の方に理解していただく作業が重要である。「発意と責任」については、一覧表に記載がなくても理解できるが、製作現場の方も理解できるかどうかは気になる。
- ガイドラインの本文で、「発意と責任」の考え方、下請法の説明があり、それを集約した一覧表なので「発意と責任」の記載はあった方が良いと思う。むしろ、一覧表に該当しない事例があるので、注釈などでそのことを明示する方が重要。一覧表に書かれている契約しかあり得ないというような使われ方をすることが問題である。
- 全体的に踏み込んだ改訂案になっており、取引適正化の観点から方向性としては望ましいが、（運用が）窮屈にならないかは気になる。
- ガイドラインの位置づけはあくまで「目安」で、目安から外れることもあるが、外れる場合にその理由を説明できるようにすることの方が重要。
- こういう契約をしたから、著作権の帰属がこうなる、というように頭から決めつけるような考え方は違うのではないか。「発意と責任」というのは、最初から決まっているものではなく、製作過程を踏まえて最終的にどちらに所在するか決まるものではないか。製作を始めたときと終わったときで浮動性があるのは明らか。浮動性を意識した記載をどこかにしてはどうか。
- 製作現場の人にとってのわかりやすさをどう担保するかが大事。一覧表に「発意と責任」が記載されていないことで、ガイドライン本文との関連性をうまく読み取れるのかという点は気になる。
- 判例において『『映画の著作物の製作に発意と責任を有する者』とは、その文言と著作権法29条の上記の立法趣旨からみて、映画の著作物を製作する意思を有し、同著作物の製作に関する法律上の権利・義務が帰属する主体であって、そのことの反映として同著作物の製作に関する経済的な収入・支出の主体ともなる者のことである』とされており、関係者の利害関係を実質的に判断しているように見受けられる。契約の種別がこうだから自ずと「発意と責任」の所在も決まるとははじめから考えることには違和感があり、事務局案のように削除したほうがよいと考える。
- 一覧表に追加しようとしている類型について、「共同製作番組」なのに「委託する番組の範囲」が「番組全体」のみとなっているのはおかしい。
- 「共同製作」はお互いが共同で出資するイメージであり、放送局から委託発注する前提なら別の表現がよいのではないか。
- 「共同製作」という語感にやや違和感がある。一般に「共同製作」は対等の立場で製作に関与している形態を指すと考えられるが、本件の場合は、それとは異なるのではないか。
- 著作権譲渡料だけでなく、二次利用収益の配分についても、十分な協議が行われることが必要

という記載が必要ではないか。また、著作権が放送局に帰属する場合であっても、製作会社の寄与度に応じて、協議によって二次利用の収益配分を受けられることがあることも本文に記載できないか。

- 二次利用収益の配分方法についても、本当は検討する必要があるのではないか。二次利用の収益の配分を、「あり／なし」とだけ断定的に書いてしまって大丈夫かという疑問が残る。
- 著作権の帰属先に関わらず、製作会社の寄与度に応じて二次利用収益の配分をするという考え方はあり得ることだと思う。事前に「発意と責任」がどちらか一方にすべてある形で契約をして、製作過程もそのとおりコントロールできることが望ましいが、実際にはどちらかが全部やるということはおそらくなく、製作会社が実態として行った貢献について、その部分を一定程度評価するということはあり得る。
- 当事者間における収益の分配については、契約の自由が広く妥当。当事者間で十分な協議を行い、多様な契約条件を工夫することで、二次利用収益も含めた適正な配分を図るべきではないか。
- 過去の公正取引委員会の実態調査でも、二次利用収益の配分などの取引条件について十分な協議が行われているかどうかについて、発注者側の多くは「いつも交渉している」と回答することが多い一方、受託製作会社の多くが「全く交渉していない」と回答するなど、両者の認識の差が大きく表れる結果が示されている。二次利用収益の配分についても、十分な協議が行われることが必要ではないか。

#### **(就業環境の適正化について)**

- 新しく追加する望ましい事例に、具体的な数字（日数）が記載されている。実際にはなかなか厳しい数字。方向性は反対ではないが、具体的な数字を入れるべきではないと思う。
- 下請法のテキストでも望ましい事例が書かれていたりする。もう少し留意点というか、文言を加筆することで、具体的な数字が書かれていても、絶対こうしなければならないということにはならない。
- 新しく追加する望ましい事例にある、休暇に関する具体的な数字（5日連続撮影して2日休む等）は、残すべきではないか。「ドラマにもよるが」と条件付きの記載であり、かつ「望ましいと考えられる事例」であって、このとおりやるべしとは書かれていないことから、ガイドラインとしての分りやすさ、イメージしやすさを重視すべきではないか。
- 今回のガイドライン改訂を踏まえて、業界としてこれから具体的にどうしていくのか、種々指摘されている労働慣行の問題点も含めて、自主的な行動計画としてまとめていくべき。発注側、受注側の双方が、何をどこまでできるのかについて協議を始め、放送分野でできる部分の明確化を行っていくべき。
- 人権デューデリジェンスは、国内だけではなく、海外で取材や撮影をするときの現地ガイドや現地通訳との契約条件などにも適用されるものであり、こういった国外での製作環境についても当然配慮が必要であることを記載するべき。

- 人権デューデリジェンス、フリーランス・事業者間取引適正化等法のことなど、番組製作会社も遵守しなければならないことが増えている。せっかくの機会なので、業界全体で取り組んで底上げにつながるという。

#### (適正な製作費)

- 適正な製作費を確保するためには、演出費なども含めた諸経費が、映像を製作するに当たって欠くことのできない経費としてきちんと位置付けられるようになることが必要。科学技術の分野でプロジェクト・マネジメントの重要性が指摘されているが、それはコンテンツ製作にも妥当する。ガイドラインをどう改訂するか以上に、このために必要な経費を確保するという観点から、見積りや契約書の基準について今後どう考えていくかが非常に重要なポイントである。

#### (その他)

- メディア研究をやっている全然違う領域の人たちから、何をやっているかよく分からないと言われることがある。(ガイドライン改訂などの) こういう作業をやっていること自体をもう少し周知されることも併せて重要なのではないか。
- ガイドラインを、フリーランスの方を含めていかに周知していくかに今後はエネルギーを使うべき。実際、大変なことで、その観点からも、ガイドラインの内容はあまり複雑にするべきではない。
- 過去の公正取引委員会の実態調査によると、元請製作会社と下請製作会社との再委託取引では、発注書面を交付していない例が多く、発注書面の交付を必ず受けている製作会社に比べ、発注者から不利益を受けたことがある割合が高くなる傾向がみられる。書面交付についても製作の多重下請構造を反映した書きぶりにすべきではないか。

以上